

第4次地域管理経営計画書(案)

第4次国有林野施業実施計画書(案)

(旭川森林計画区)

(第一次変更計画書)

計画期間  $\left[ \begin{array}{l} \text{自 平成26年4月 1日} \\ \text{至 平成31年3月31日} \end{array} \right]$

(変更年月 平成27年3月)

近畿中国森林管理局

## 目 次

〔地域管理経営計画書〕

<b>1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項</b> .....	<b>1</b>
<b>(4) 主要事業の実施に関する事項</b> .....	<b>1</b>

〔国有林野施業実施計画書〕

<b>3 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の整備に関する事項</b> .....	<b>2</b>
--	----------

#### 第4次地域管理経営計画書（旭川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第9項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。  
なお、本変更計画は、平成27年4月1日から効力を有します。

##### 【変更理由】

森林整備を行うために必要な林道の開設計画を変更します。

##### 【変更する内容】

#### 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

##### (4) 主要事業の実施に関する事項

##### イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

##### (エ) 林道開設及び改良総量

(単位：m)

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長	箇所数	延長
山地災害防止タイプ	<u>1</u>	<u>1,000</u>	—	—
自然維持タイプ	—	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—	—
水源涵養タイプ	<u>4</u>	<u>4,680</u>	6	1,236
計	<u>5</u>	<u>5,680</u>	6	1,236

#### 第4次国有林野施業実施計画（旭川下流森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成27年4月1日から効力を有します。

#### 【変更理由】

森林整備を行うために必要な林道の開設計画を変更します。

#### 【変更する内容】

### 3 林道の整備に関する事項

林道の開設及び改良の路線別の詳細は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)）

(単位：m)

基幹 管理別	開設 改良	路線名	箇所 (国有林・林班)	延長	機能類型	備考
管 理	開設	山の神谷林業専用道野田線	山ノ神谷 (1070、1071)	1,680	水源涵養タイプ	
		山の神谷林業専用道1070林班線	山ノ神谷 (1070、1071)	700	水源涵養タイプ	
		深谷林業専用道1051林班線	深 谷 (1051)	800	水源涵養タイプ	
		杉成林業専用道	杉 成 (1038)	1,500	水源涵養タイプ	
		杉成林業専用道1057林班線	杉 成 (1039)	1,000	山地災害防止タイプ	
計		5路線		5,680		
管 理	改良	奥山林道	土倉山 (853)	100	水源涵養タイプ	
		星山林道菅谷線	星 山 (1058)	10	水源涵養タイプ	
		一の茅林道	山 乗 (1061)	6	水源涵養タイプ	
		山の神谷林道	山ノ神谷 (1070)	1,070	水源涵養タイプ	
		本宮林道	小本宮 (999)	50	水源涵養タイプ	
計		5路線 (6箇所)		1,236		

注：種類欄の基幹は森林基幹道を、管理は森林管理道を指します。